

文化財保護審議会

日 時：平成31年1月18日（金）

午後2時～

会 場：愛西市役所 南館2階

会議室2-5

1. あいさつ

2. 協議事項

勝軍延命地蔵大菩薩の文化財指定について 資料1～7

3. その他

平成31年4月までの市指定文化財行事

- 管粥

2月19日（火）午前9時～（占い） 場所：日置町日置八幡宮

- 定納元服・オビシャ

2月10日（日）午後2時～（神事）

午後3時～（餅投げ） 場所：二子町白山神社

- 勝幡才コワ祭

3月10日（日）午前9時30分～（神事） 場所：勝幡町勝幡神社

資料 1

指定理由書（案）

木造勝軍延命地蔵菩薩立像 一躯

一木造、像高 85.1 cm、錫杖 高 104.0 cm、岩座幅 53.1 cm

本像は、西條町の住民および関連資料において「勝軍延命地蔵大菩薩」や「勝軍延命地蔵」などと呼ばれている。

伝来する縁起によると伝教大師（最澄）の作とされ、滝大膳之丞と修理之輔の兄弟が八幡大菩薩に帰依し、この地に勧請した。さらに勝軍延命地蔵大菩薩を併せて安置したとされる。この場所は、本像が安置されている地蔵堂に隣接する八幡社と考えられる。1697（元禄10）年に開眼供養が行われ、1713（正徳3）年に地蔵堂を造り、八幡社から分祀されたとなっている。

制作年代は、縁起によると平安時代ごろとなる。しかし、持物の種類や棟札などから江戸時代中期ごろと考えられる。

顔立ちはややふくよかで、柔らかい表情である。胴部は、内衣に肩甲や胸甲などの甲を身に着け、左肩から右脇腹にかけて袈裟をまとっている。手には籠手を着け、袴を身に着けて獸皮の脛当てを装着し、沓を履いている。右腕を曲げて腰上あたりで宝珠を保持し、左手を額の高さまで上げて錫杖を持っている。宝珠や錫杖など持物、装身具が良好な状態で確認され、全体は極彩色に塗られている。

本像は、武装形でありながら袈裟を着用し、地蔵菩薩の標識である錫杖と宝珠を執る勝軍地蔵である。類例としては、京都府京都市に所在する清水寺や泉涌寺来迎院、埼玉県秩父市の円融寺などにある。本州を中心に分布しているが、多くは関東や畿内で認められる。また、現在、勝軍地蔵のなかで「延命」が付く名称の仏像は、静岡県焼津市に所在する用心院、東京都世田谷区の感應寺正覚院の延命勝軍地蔵菩薩のみが確認できる。

勝軍地蔵は、武運長久や戦勝祈願などの意味で武士を中心に信仰された。地域に信仰が広まる中で、広く民衆を救うという地蔵本来の利益をも願われたとされる。縁起において、安産や子宝の利益が取り上げられているのは、上記のような背景と理解できる。

なお、地蔵堂では毎年2月24日の直前の日曜日（24日が日曜日の場合は24日）に「地蔵祭」が行われ、17年に一度、御開帳が行われる。

本像は、全国的にみても作例が多くない勝軍地蔵において、制作時期がほぼ推定でき、しかも持物、装身具、表面の彩色までよく残っており、宗教史上、あるいは江戸時代の彫刻史上において貴重な作である。以上のことから市指定文化財として指定することが適切と判断する。

調査報告書

資料2

令和3年(2018)9月3日

伊藤史朗氏

勝軍地蔵菩薩立像 1軀

愛知県愛西市西條地蔵堂

形状

頂上に宝珠をいただく兜(鎧三段)を頭にかぶる。肩甲・胸甲・表甲・前楯などの甲をつけ、甲締め具、腰帶を締め、腰帶にそこからさげる腰帛を結ぶ。左手は内衣の上に籠手をつけ、右手は大袖衣・籠手をつけ、鱗袖衣(肘部のフリルのある総のつく衣)をつける。背中に獸皮を垂らす。袴を穿き、膝下に獸皮の脛当てを巻く。沓を履く。甲の上に袈裟を偏袒右肩(左肩から右脇腹をどおり左肩に掛け上げる着方)にまとう。左手に錫杖を執り、右手掌に宝珠を載せる。両足を少し開いて岩座上に立つ。

法量(単位=センチメートル)

像 高 85.1

兜際高 76.0

頂一額 17.3

面 長 8.3

面 幅 8.7

面 奥 13.1

鎧吹き返し張 19.0

胸奥(中央) 15.4

腹 奥 17.1

臂 張 42.9

足開(外) 27.1

足開(内) 18.1

岩座高(最大) 18.9

方座(幅) 53.1

方座(奥) 43.3

方座(高) 6.0

錫杖高 104.0

錫杖柄 96.4

錫杖頭 8.5

光背高 107.5

輪光張 34.5

品質・構造

木造、一木造(頭体主要部を一材からつくる)、彩色、頭飾・胸飾は銅製。

勝軍延命地蔵尊御縁起

愛西市（旧市江村）西條町に奉祀する勝軍延命地蔵大菩薩は、桓武天皇の時代に、伝教大師が自ら唐木を似て彫刻し給いし靈像であります。

四条天皇の嘉慶二年（西暦一一二五年）に、この地の領主であつた源氏と修理之輔の兄弟は八幡大菩薩を萬く供依し、この地に勧請し、更に此の勝軍延命地蔵大菩薩を併せて安置して所願成就を祈願しました。その靈験はあらかじめ、それ以来多くの人々の深く頼依する所となりました。その後、正徳三年（一七一二年）お堂を各々に別けて建て奉祀するようになりました。

以米近隣のみならず、遠方からも沢山の人々が参詣に訪れるようになりましたので、古来十七年毎に三七日の間に開帳し靈像を拝してご利益を頂き信心を深めて参りました。その間、地蔵堂を幾度も建て替えていますが今の地蔵堂は昭和二十八年（一九五三年）新築のお堂です。

勝軍延命地蔵大菩薩に祈れば願力がかかると云われ、坂上田村麿や徳川家康も共に戦勝を祈つて靈験を得たと伝えられています。現代は毎年一月二十四日の縁日には子宝に恵まれ安産のご利益を祈願する多くの参詣があり、餅投げを勤めるのが恒例になつております。

ご信心こめて祈れば必ず心の敵である苦しみからのがれ、願望成就、寿命延長、殊に安産子育てには格別の靈應を授かり、懸念をこめ福善増長を祈ると一家繁栄の大利益を頂けることされております。

どうぞ、勝軍延命地蔵大菩薩さまのご開帳にて参詣されまして、良いご縁をむすび、この上ないご利益をお受け下さいますようにお薦め申し上げます。

敬白
一 女人泰産 二 身根具足 三 諸病悉除 四 寿命長遠 五 聰明智惠
六 財宝盈溢 七 衆人愛敬 八 穀米成熟 九 神明加護 十 駐大善提
右之十者願成就候

勝軍延命地蔵大菩薩の記録									
	西暦	年号	元禄	寶永	明治	昭和	昭和	昭和	昭和
今	一一三六年	十二年	二年	一一三六年	一一三六年	一一三六年	一一三六年	一一三六年	一一三六年
平成	一一三七年	十三年	三年	一一三七年	一一三七年	一一三七年	一一三七年	一一三七年	一一三七年
上	一一三八年	十四年	四年	一一三八年	一一三八年	一一三八年	一一三八年	一一三八年	一一三八年
平成	一一三九年	十五年	五年	一一三九年	一一三九年	一一三九年	一一三九年	一一三九年	一一三九年
今	一一四〇年	十六年	六年	一一四〇年	一一四〇年	一一四〇年	一一四〇年	一一四〇年	一一四〇年
平成	一一四一年	十七年	七年	一一四一年	一一四一年	一一四一年	一一四一年	一一四一年	一一四一年
上	一一四二年	十八年	八年	一一四二年	一一四二年	一一四二年	一一四二年	一一四二年	一一四二年
今	一一四三年	十九年	九年	一一四三年	一一四三年	一一四三年	一一四三年	一一四三年	一一四三年
平成	一一四四年	二十年	十年	一一四四年	一一四四年	一一四四年	一一四四年	一一四四年	一一四四年
上	一一四五年	二十一年	十一年	一一四五年	一一四五年	一一四五年	一一四五年	一一四五年	一一四五年
今	一一四六年	二十二年	十二年	一一四六年	一一四六年	一一四六年	一一四六年	一一四六年	一一四六年
平成	一一四七年	二十三年	十三年	一一四七年	一一四七年	一一四七年	一一四七年	一一四七年	一一四七年
上	一一四八年	二十四年	十四年	一一四八年	一一四八年	一一四八年	一一四八年	一一四八年	一一四八年
今	一一四九年	二十五年	十五年	一一四九年	一一四九年	一一四九年	一一四九年	一一四九年	一一四九年
平成	一一五〇年	二十六年	十六年	一一五〇年	一一五〇年	一一五〇年	一一五〇年	一一五〇年	一一五〇年
上	一一五一年	二七年	十七年	一一五一年	一一五一年	一一五一年	一一五一年	一一五一年	一一五一年
今	一一五二年	二八年	十八年	一一五二年	一一五二年	一一五二年	一一五二年	一一五二年	一一五二年
平成	一一五三年	二九年	十九年	一一五三年	一一五三年	一一五三年	一一五三年	一一五三年	一一五三年
上	一一五四年	三十年	二十年	一一五四年	一一五四年	一一五四年	一一五四年	一一五四年	一一五四年
今	一一五五年	三一年	二十一年	一一五五年	一一五五年	一一五五年	一一五五年	一一五五年	一一五五年
平成	一一五六年	三二年	二十二年	一一五六年	一一五六年	一一五六年	一一五六年	一一五六年	一一五六年
上	一一五七年	三三年	二十三年	一一五七年	一一五七年	一一五七年	一一五七年	一一五七年	一一五七年
今	一一五八年	三四年	二十四年	一一五八年	一一五八年	一一五八年	一一五八年	一一五八年	一一五八年
平成	一一五九年	三五年	二十五年	一一五九年	一一五九年	一一五九年	一一五九年	一一五九年	一一五九年
上	一一六年	三六年	二十六年	一一六年	一一六年	一一六年	一一六年	一一六年	一一六年
今	一一六年	三七年	二七年	一一六年	一一六年	一一六年	一一六年	一一六年	一一六年
平成	一一七年	三八年	二八年	一一七年	一一七年	一一七年	一一七年	一一七年	一一七年
上	一一八年	三九年	二九年	一一八年	一一八年	一一八年	一一八年	一一八年	一一八年
今	一一九年	四〇年	三〇年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	四一年	三一年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	四二年	三二年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	四三年	三三年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	四四年	三四年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	四五年	三五年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	四六年	三六年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	四七年	三七年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	四八年	三八年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	四九年	三九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五〇年	三〇年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五一年	三一年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五二年	三二年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五三年	三三年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五四年	三四年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五五年	三五年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五六年	三六年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五七年	三七年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五八年	三八年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五九年	三九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五〇年	三〇年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五一年	三一年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五二年	三二年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五三年	三三年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五四年	三四年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五五年	三五年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五六年	三六年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五七年	三七年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五八年	三八年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五九年	三九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五〇年	三〇年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五一年	三一年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五二年	三二年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五三年	三三年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五四年	三四年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五五年	三五年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五六年	三六年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五七年	三七年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五八年	三八年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五九年	三九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五〇年	三〇年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五一年	三一年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五二年	三二年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五三年	三三年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五四年	三四年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五五年	三五年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五六年	三六年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五七年	三七年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五八年	三八年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
平成	一一九年	五九年	三九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
上	一一九年	五〇年	三〇年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年
今	一一九年	五一	三一	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年	一一九年

附記

愛西市西條町
西條地蔵尊御開帳奉讃会

資料4

地藏堂 廚子内 本尊と共に収納

勝軍延命地蔵棟札

(表)

□元禄十丁丑

(梵字) 奉造立再興勝軍地蔵民家繁昌諸人快樂

八月吉良辰

大工藤原大橋喜右衛尉

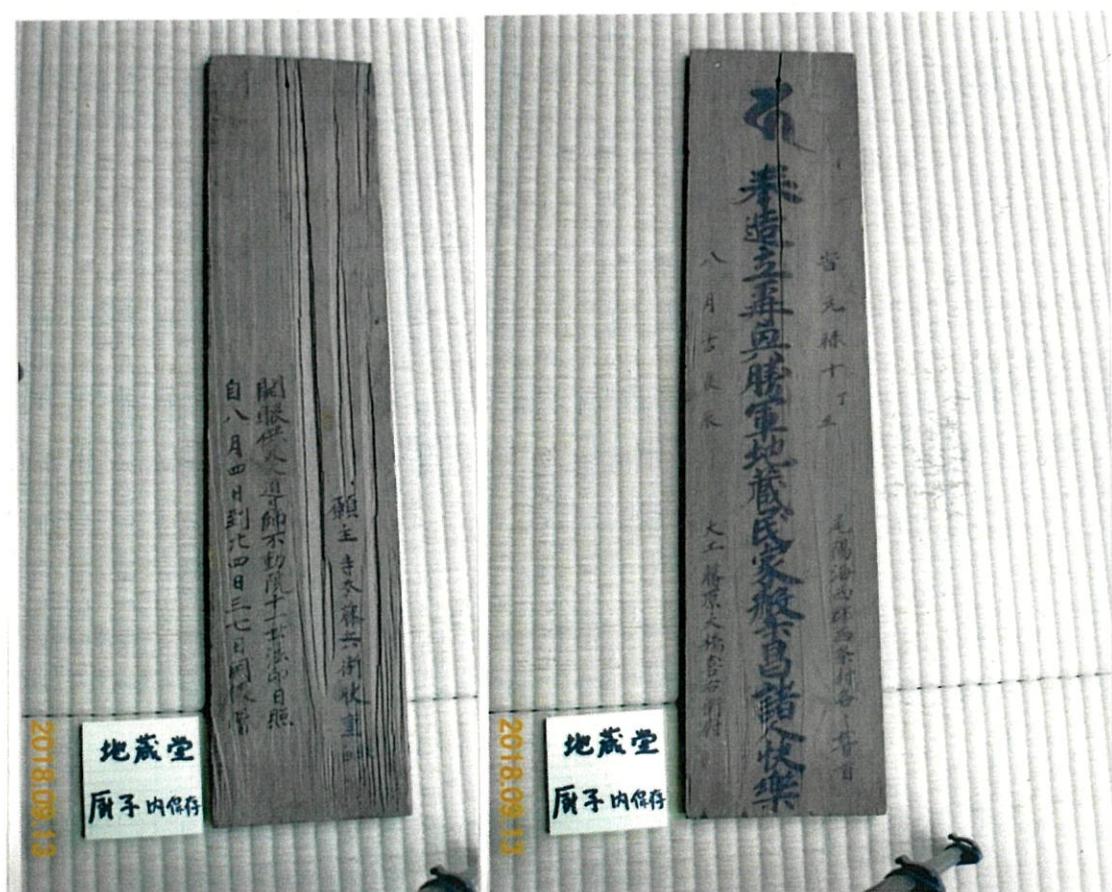
尾陽海西郡西条村各々稽首

(裏)

願主 寺本藤兵衛快重敬白

開眼供養導師不動院十一世法印日照

自八月四日到廿四日三七日開帳焉



2018.09.13

地藏堂
厨子内保存

2018.09.13

地藏堂
厨子内保存

(3)

(表)

皇軍將兵 武運長久 池鈴山
 (梵字) 奉修勝軍地藏大菩薩行秘法村内安全祈攸
 天下泰平 五穀成就 蓮華寺

(裏)

昭和十三戊寅年九月二十四日中供
 池鈴山三十四世
 沙門大運
 敬白



(5)

(包紙ウハ書) 「入佛修行 敬白」

(表)

(梵字) 卍奉	建立	加陵頻伽聲
再興	地藏堂一字右為	令法久住 利益人天
	天下泰平 國土安穩	昭和廿八年癸丑年
	我等今敬禮	殊成功助之壇越自他平等二世安樂供養 導師
		二月二十四日 法印 照晏
		蓮華寺 敬

(裏)	我此土安穩 天人常充滿	大工 服部澤二郎 謹言
(梵字)	園林諸堂閣 種々寶莊嚴	副 青木正一



2018.09.13

地蔵尊関係 保管庫に収納

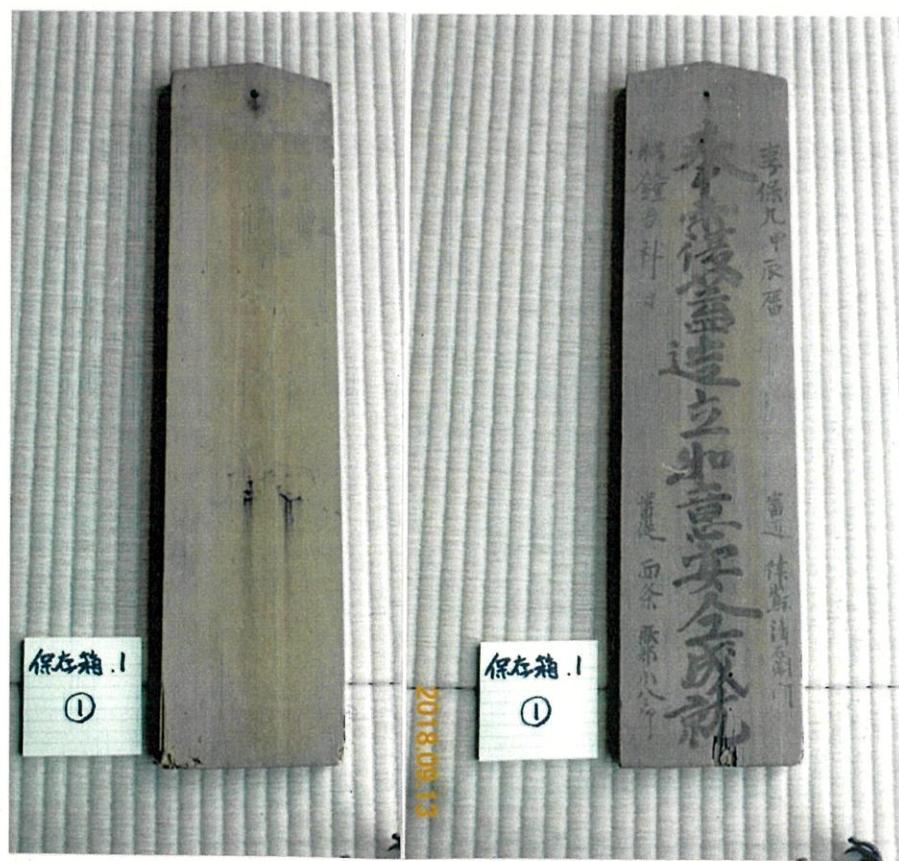
棟札

⑧

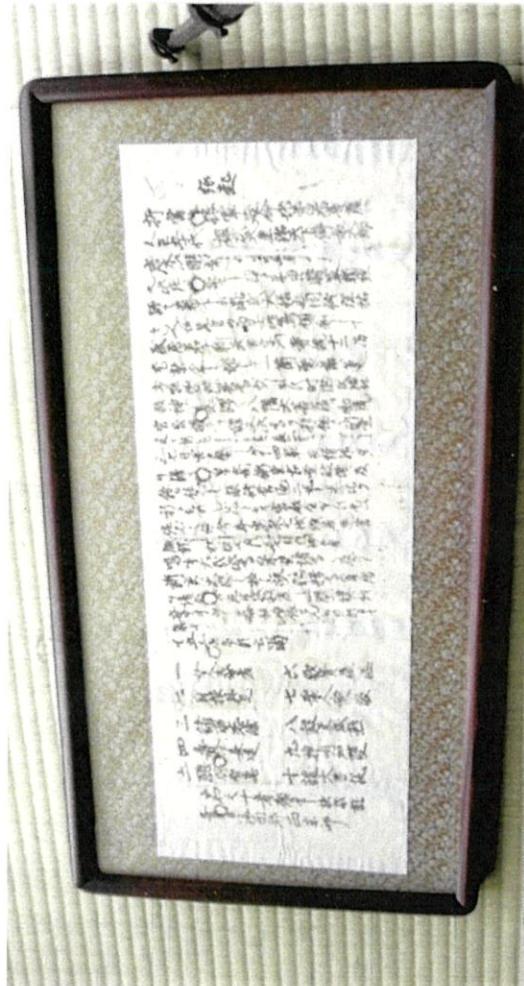
(表)

享保九甲辰曆
奉覆蓋造立如意安全成就
林鐘吉祥日
番匠 津嶋 清右衛門
番從 西条 服部小八郎

(裏書なし)



縁起①



- 西條町公民館座敷に常設
- 内容から安永7年の開帳の際のもの
- 版木①で刷ったもの

【解説文】

縁起

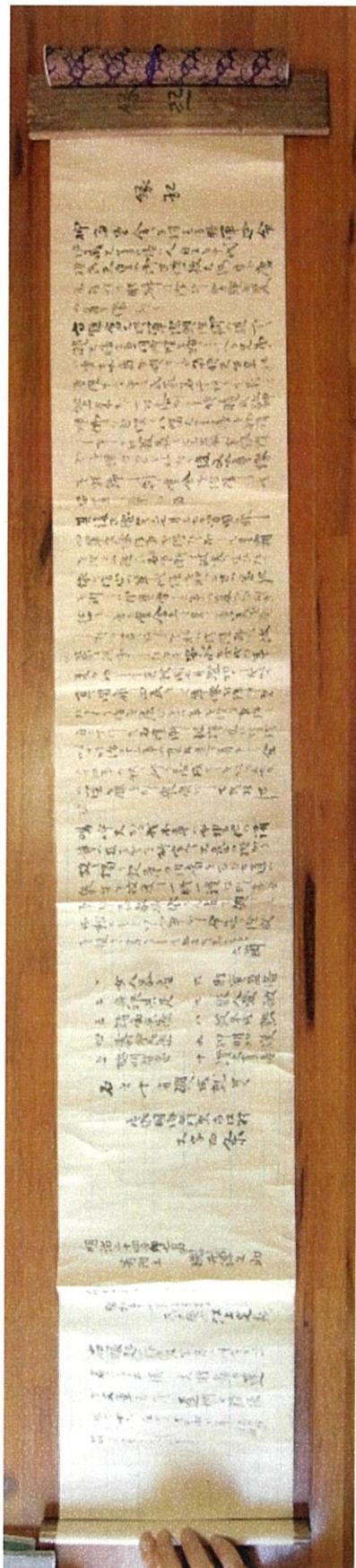
抑當社勝軍延命地蔵大菩薩ハ
人王五十五代桓武天皇治天下傳教大師
唐木以彫刻し給ふ靈験無双之尊像
也、此庄ニ安置せしむる來由ハ、將軍頼経
卿之幕下に瀧氏大膳丞、同修理祐(アマ)
といへる兄弟の勇士此島領知して、
民屋若干斬、天台宗門寺院十二坊
尤繁榮之地にして一箇聚落ニ等し、
於茲靈佛靈尊少しせす、時瀧氏帰仏
敬神之志深く八幡大菩薩ヲ勧請シ、
宮室珠玉ヲ饋、又此尊ヲ粉飾し、別堂
設テ安置し奉候、其後正徳癸巳七月
三七日開扉せしめて四輩良縁結事
ヲ得たり、星霜漸重古堂破壊ニ及
依而言心之族修營遂ニ一世之悉地ヲ
祈るもの也、然と云共宮殿全からず、是以
信心之族今年安永七戊戌夏造營
成就し秋閏七月三七日の開扉及フ
嗚呼大哉、此尊の本誓諸尊之及ざる
所實に大慈之極し故ニ独积尊の付属
を請、六道の衆生を救度し一體一體ハ終
麥事なく泰敬帰依せんものハ願して
成せずと云事なし、今經文抜書し
て五三ニ示す云爾

一 女人泰産	六 財宝盈溢
二 身根具足	七 衆人愛敬
三 諸病悉除	八 穀米成熟
四 寿命長遠	九 神明加護
五 智慧明達	十 證大菩提

右之十者願望之族成就
有之候 海西郡西条村

縁起③

【解説文】

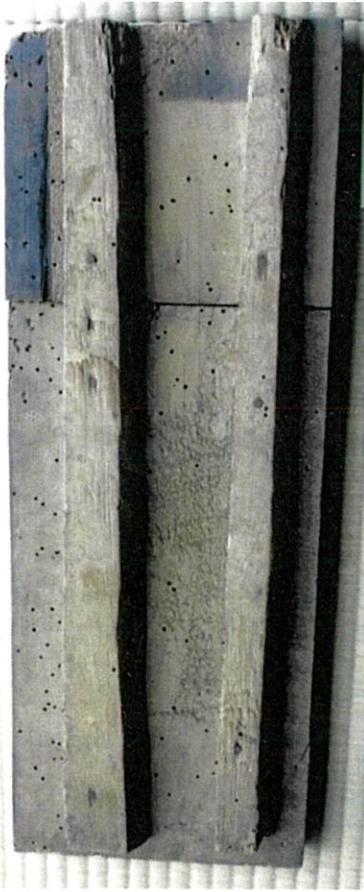


- 青樹英二執筆
- 保存箱1に保存

縁起
抑当堂舎に奉祠する勝軍延命
地蔵大菩薩八人皇五十代
桓武天皇の御世傳教大師自ら唐
木を以て彫刻し給ひし靈験無雙
の尊像なり
古鎌倉大將軍源頼經卿の旗下一
瀧氏大膳之丞、同修理之輔といへる兄弟
の勇士此島を領せしが當時天台宗の
寺院十二ヶ寺及民屋若干阿リて最と
繁栄なる一村落なりし時に瀧氏敬神
帰佛の志深く八幡大菩薩を勧請
し奉しが社殿最も崇巖に金銀珠
玉を鏤ばめられたり後又此尊像
を彩飾し別に堂舎を經營して
安置し奉ける
其後正徳癸巳七月三七日間開扉し
四晝良縁結事を得たり而して星霜
を経るに従ひ古堂漸く破壊に及びたり
依て信心の塗修繕を加へ一世の悉地
を祈しハ即寶曆十二年の夏の事なりき
然りと雖も堂舎未だ完く善美を尽
したりと言にあらざれハ信徒再び改
築に従事したるを安永七戌戌の年
夏の初にして其の秋閏七月竣工せしを以て
直ニ開扉し四民をして尊像を拝せしめ
たるより指を屈むれ八年を経ること殆ど
百二十にして古堂漸く破損に及びたるを
以て明治二十三年の夏再建に着手し全
二十四年の秋に到り落成せしを以て三七日
の開扉をなし衆庶をして参拝せし
む
嗚呼大なる哉、本尊の本誓他の諸
尊の及はざる所実に大慈の極なり
故ニ獨り釈尊の附属を乞ひ、六道の
衆生を救度し一體一禮は終に享くる
事なく恭敬帰依せん者を願として

資料 5-2

縁起版木①



【解説文】

縁起

抑當社勝軍延命地歲大菩薩ハ
人王五十代 桓武天皇治天下傳教大師
唐木以彫刻し給ふ靈験無双之尊像
也、此庄ニ安置せしむる來由ハ、將軍頼經

卿之幕下に瀧氏大膳丞、同修理 (アマ) 布

といへる兄弟の勇士此島領知して、

民屋若干 斬、天台宗門寺院十二坊

尤繁榮之地にして一箇聚落ニ等し、

於茲靈佛靈尊少しせす、時瀧氏帰仏

敬神之志深く八幡大菩薩ヲ勧請シ、

宮室珠玉ヲ鑄、又此尊ヲ粉飾し、別堂

設テ安置し奉候、其後正徳癸巳七月

三七日閑扉せしめて四輩良縁結事

ヲ得たり、星霜漸重古堂破壊ニ及

依而信心之族修營遂ニ世之悉地ヲ

祈るもの也、然と云共宮殿全からず、是以

信心之族今年安永七戊夏造營

成就し秋閏七月三七日の閑扉及フ

嗚呼大哉、此尊の本誓諸尊之及ざる

所實に大慈之極し故ニ独积尊の付属

を請、六道の衆生を救度し一瞻一禮ハ終

麥事なく泰敬歸依せんものハ願して

成せずと云事なし、今經文抜書し

て五三ニ示す云爾

一 女人春産

六 財宝盈溢

二 身根具足

七 衆人愛敬

三 諸病悉除

八 穀米成熟

四 寿命長遠

九 神明加護

五 聰明智惠

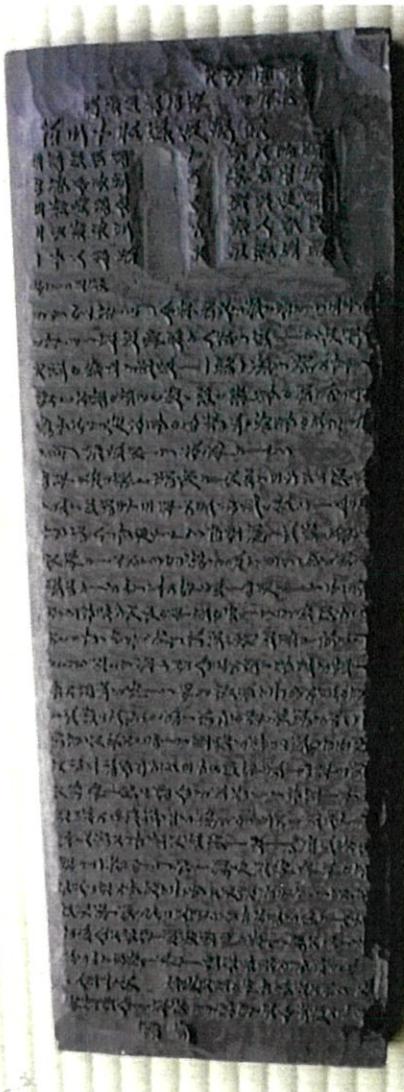
十 證大菩提

右之十者願望之族成就

有之候 海西郡西条村

- ・内容から安永7年の開帳の際のもの
- ・縁起①を刷ったものと思われる

縁起版木③



・縁起③に内容が近い

【解説文】

縁起

抑當堂舎に奉祠する勝軍延命地蔵大菩薩
ハ人皇五十代 桓武天皇の御世傳教大師自ら唐
木を以て彫刻し給ひし靈験無雙の尊像なり
古鎌倉大將軍源頼經卿の旗下に瀧氏大膳丞、
同修理之輔といへる兄弟の勇士此島を領せしが当
時天台宗の寺院十一ヶ寺及民屋若干ありて最と繁
栄なる一村落なりし時に瀧氏敬神帰佛の志
深く八幡大菩薩を勧請し奉しが社殿最茂
栄嚴に金銀珠玉を鏤ばめられたり後又尊像
を彩飾し別に堂舎を經營して安置し奉ける

其後正徳癸巳七月三七日間開扉し四輩良縁
結事を得たり而して星霜を経るに從ひ古堂漸
く破壊に及びたり、依て信心の重修繕を加へ二
世の悉地を祈しは即ち寶曆十二年の夏の事
なりき、然りと雖も堂舎未だ完く善美を盡し
たりと言にあらざれば信徒再び改築に從事し
たるを安永壬戌の年夏の初にして其の秋閏七月
竣功せしを以て直に開扉し四民をして尊像
を拝せしめたるより指を屈すれ八年を経る
事こと殆ど百二十にして古堂漸く破損に及びたる
を以て明治二十二年の夏再建に着手し全二十
四年の秋に到り落成せしを以て三七日の開扉
をなし衆庶をして參拝せしむ
嗚呼大なる哉、本尊の本誓他の諸尊の及ばざる所
實に大慈の極なり、故に獨りし釈尊の附属を乞ひ、
六道の衆生を救度し一瞻一禮は終に享く
る事なく恭敬帰依せん者を願として成就せ
すといふ事なし、今茲に經文を抜き書きして五三
を示すと云爾

- | | |
|--------|--------|
| 一 女人泰産 | 六 財寶盈溢 |
| 二 身根具足 | 七 衆人愛敬 |
| 三 諸病悉除 | 八 穀米成熟 |
| 四 寿命長遠 | 九 神明加護 |
| 五 聰明智惠 | 十 證大菩提 |

右之十者願成就候

尾張國海西郡市江村

大字西条

ち、此の社、蓋し海部直祖神なるか、旧事記曰く淡夜則の命は大海部の祖と言ふ。

○同從三位伊久波の天神（一に生桑と作る）按するに、姓氏錄曰く功臣建内の宿称の男萬城襲津彦の命の後なり云々。

類聚国史ニ曰く天長九年尾張国海部ノ郡人山口忌寸目刀自等云々 山口氏は亦武内宿称の裔なり。当知海部郡同祖の氏人多し、後世紀之高、中島郡堀田邑に住す。其の男右衛門佐正泰（初め弥五郎と称す）。海部郡津島に移居す。姓祖武内の宿称の祠を建つ者。尤も故有り。

○式外正四位大井天神 蘇保の庄大井邑明神の祠に在り。蓋し大と大の文字誤れるか。

粹より抜粋（写し）

海西郡

当郡村々出郷字

東保村。車新田。早尾村。北河原。小中島。長瀬。井下野

石田村。一色。西保村。前ヶ須

鶴多須村。みくりや。西条村。新平

二子度山村。定野。五ノ三村。川平

上立田村。梶島。川北村。山平

○名産 蒲黃 当郡 海辺の村里にあり。香蒲亦言う。蒲扇、其の花の中、中の芯屑、これを蒲黃と謂うなり。

○馬津湊 今は松川と里諺と言えり。昔の居守（居森とも書く）是なり

○荷ノ上匂 昔源平の乱に驚奔の玄光は舟に柴を積み重ね義朝並びに鎌田兵衛、金王丸等を其の中に隠して此の所まで忍び落ち来たり、此の所には柴荷を陸へ上げ、野間の内海の庄へ下りしと言ひされば、荷上げと言つべきを荷の上とは言つなり。

○赤目 旧名は落伏村と言う。唱え悪しき故、近隣赤目村のあれば、其の因に赤目と言う。横井氏の宅地なり。家別れの横井の壇、藤ヶ瀬、中島松山等其の在所なり。

○白砂堀 萩木村の西、木曾川通り東堤百間余りの所、白砂吹上げ雪の如し。此の處、西山よりの風筋にや。外に斯くの如き所なし。遠く東の村里よりも白々と見ゆ。塙田村の西にも少しあり。

『蓬州舊勝録』

○赤目村 国音山一心寺 塔頭 松翠庵。中興開祖天山和尚 当山は明応年中開基横井福部介時水、即ち、海東、海西二郡領地の時、建創。即ち、万福寺と号す。其の間断絶して五代伊折時安（法名甫入）万福寺を再興して一心寺と号し、正眼寺十六世天山和尚を請じて、中興開祖寛永十九年以来証文多し。

○同所 光耀寺 横井伊折介時泰（法名德心）建創

○給父村 長念寺 本尊阿弥陀開基 浄言坊 什物 親鸞聖人画像一幅 蓮如上人六字名号一幅 教如上人寿像一幅

○西保村 氏神八幡宮社内地蔵堂 勝軍地蔵人皇五十代桓武天皇御宇、伝教大師唐木を以て彫刻し給う。盤験無双の尊像なり。此の庄に安置の來由は將軍頼經卿の幕下に龍氏大膳丞、同修理祐と言える兄弟の勇士此の島を領地して、民屋軒を並べ、天台宗門の寺院十二坊繁昌しけり。龍氏神仏を偏依し八幡宮を勧請し、又、此の尊を安置せり。代わりて後、元禄十丁丑年、尊容を彩飾し別堂を設けて安置す。尤も、縁起等長し。其の要をここに記す。

○小茂井村 式外小社天神 社は社か。天神社と称す。

○鶴多須村 式内從三位宇太志天神 拝殿、鳥井、民部省圖帳に曰く。国津宇太志明神神田三十八束有余、文武の元年壬申十二月宮殿を建つ。爾來寛治（堀川院の年号）に及ぶ。二年戊卯（卯を辰と當て作る）再復柿境十一町の如し云々。

○川村 式外從二位赤星の名神、今星の宮と称す。 拝殿。鳥井

○葛木村 八龍宮 拝殿。鳥井 難陀龍王を祭るとかや。雷除けの守り札を出す。里諺に、山田の大蛇を祭ると言ふ。按するに、往古、此の辺より海路にて、新田開発の時、龍王といわい祭りし物成るべし。

○赤目村 八幡宮 知蔵院 拝殿。鳥井。神明。山の神社 領主横井侯より社領寄附有り。祭礼八月十五日、神樂渴立。十四日夜、試業、木曾川筋舟にて百八燈提灯數を照らし、打ちはやし、終わりてちようちん火を燈しながらたたみて、川上より流す。水面流れつ水行くさま、興ある見物なり。

○下大牧村 無山号 明光寺 本尊阿弥陀（作知らず）開山慶榮坊、建立時代不詳、開基慶榮坊なり。服部三之丞とて、伊賀國の達、弓馬の道人に勝れ、度々戦場に武功ありし。家紋は大八車に矢一本を付けし物なり。老後、当家に偏依し、当寺を建立し、其の節は当所より南の方二三町も脇にありし。追々、水難にて旧地等紛失、享保三年今地へ易地伝え来たる。

資料 7



○愛西市文化財保護条例

平成17年4月1日

条例第84号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市指定有形文化財(第4条—第16条)
- 第3章 市指定無形文化財(第17条—第22条)
- 第4章 市指定民俗文化財(第23条—第28条)
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第29条—第34条)
- 第6章 愛西市文化財保護審議会(第35条—第40条)
- 第7章 補則(第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号、以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号、以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財を除き、市の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第2条第1項第1号に掲げる有形文化財のうち市の区域内にあり、かつ、法により重要文化財の指定を受けていないもの及び県条例により県指定有形文化財の指定を受けていないもの(以下「有形文化財」という。)
- (2) 法第2条第1項第2号に掲げる無形文化財のうち市の区域内にあり、かつ、法により重要文化財の指定を受けていないもの及び県条例により県指定無形文化財の指定を受けていないもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 法第2条第1項第3号に掲げる民俗文化財のうち市の区域内にあり、かつ、法により重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定を受けていないもの及び県条例により県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定を受けていないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 法第2条第1項第4号に掲げる記念物のうち市の区域内にあり、かつ、法により史跡名勝天然記念物の指定を受けていないもの及び県条例により県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けていないもの(以下「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 愛西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、有形文化財うち重要なものを愛西市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合、その他特別の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とする。

- 3 第1項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対し、その通常生ずるべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(報告)

第15条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第16条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、二の条例に基づく教育委員会の勧告、指示、その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第17条 教育委員会は、無形文化財のうち重要なものを愛西市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあっては、その代表者)に通知して行う。

- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

- 5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(解除)

第18条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

- 4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったとき、又は県条例第18条第1項の規定による県指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

- 第19条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)についても同様とする。

然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

(解除)

第30条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったとき、又は県条例第29条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の規定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には同条第4項の規定を準用する。

(標識の設置)

第31条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置するものとする。

(土地の所在地等の異動の届出)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、番地、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第34条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を探る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には第12条第2項の規定を、前項の規定による許可を受けた者には同条第3項の規定を準用する。

(準用規定)

第34条 第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条、第15条及び第16条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 愛西市文化財保護審議会

(設置)

第35条 教育委員会に愛西市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する重要事項について調査し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第36条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(組織)

第37条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第38条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)